

平成28年第2回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成28年6月10日（金曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例等の一部を改正する条例）
日程第5 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第6 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市水道事業運営審議会条例及び本巢市下水道事業推進審議会条例の一部を改正する条例）
日程第7 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度本巢市一般会計補正予算（第6号））
日程第8 報告第8号 平成27年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第9 報告第9号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類について
日程第10 議案第46号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第11 議案第47号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第12 議案第48号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第13 議案第49号 物品売買契約の締結について（小中学校情報機器）
日程第14 議案第50号 物品売買契約の締結について（電子黒板等情報機器）
日程第15 議案第51号 平成28年度本巢市一般会計補正予算（第1号）について
日程第16 議案第52号 平成28年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第17 議案第53号 平成28年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）について
日程第18 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	堀部好秀	2番	江崎達己
3番	鏑本規之	4番	黒田芳弘
5番	舩渡洋子	6番	臼井悦子
7番	高田文一	8番	高橋勝美
9番	安藤重夫	10番	道下和茂
11番	中村重光	12番	村瀬明義

13番 若原敏郎
15番 後藤壽太郎
17番 大西徳三郎

14番 瀬川治男
16番 上谷政明
18番 鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	石川博紀
教育長	川治秀輝	総務部長	岡崎誠
企画部長	大野一彦	市民環境部長	森寛
健康福祉部長	村瀬正敏	産業建設部長	青木幹根
林政部長兼 根尾総合支所長	蜂矢嘉徳	上下水道部長	三浦剛
教育委員会 事務局長	溝口信司	会計管理者兼 会計課長	小野島広人

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	坪内重正	議会書記	杉山昭彦
議会書記	大久保守康		

開会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

ただいまから平成28年第2回本巢市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大西徳三郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号7番 高田文一君と8番 高橋勝美君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（大西徳三郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月30日までの21日間とし、6月11日から21日、24日から29日までを休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月30日までの21日間とし、6月11日から21日、24日から29日までを休会することに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（大西徳三郎君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告いたします。

それでは、出席しました会議等につきまして報告させていただきます。

最初に、3月29日、岐阜市役所において開催された平成28年第1回岐阜地域児童発達支援センター組合議会定例会について報告いたします。

定例会に提案された議案は、平成28年度岐阜地域児童発達支援センター組合一般会計予算と監査委員選任の同意についての2件でありました。

第1号議案である組合一般会計予算は、歳入歳出それぞれ1億1,777万1,000円と定めるものでした。

また、第2号議案の監査委員選任の同意方については、田中康雄氏（昭和25年6月7日生まれ）

が選任され、その同意を求めたものです。審議の結果、両議案とも原案のとおり可決されました。

次に、4月21日、第99回東海市議会議長会定期総会が岐阜市の岐阜都ホテルにおいて開催され、船渡副議長とともに出席をいたしましたので報告いたします。

初めに、永年在職議員表彰があり、本巣市議会では、15年以上表彰で上谷政明議員及び後藤壽太郎議員が表彰され、また10年以上表彰では高田文一議員、臼井悦子議員及び黒田芳弘議員が表彰されました。

続いて会議に移り、総会の議長であります岐阜市議会の竹市議長が会務報告された後、12件の議案が審議されました。

愛知県安城市から地球温暖化対策の拡充と広域連携の推進について、静岡県熱海市から介護従事者の養成に対する支援について、三重県桑名市から環太平洋連携協定（TPP）協定交渉の大筋合意について及び岐阜県飛騨市から森林吸収源対策に係る安定財源確保及び山村振興対策の推進についての要望議案の提出とそれぞれ提案説明があり、審議の結果、原案のとおり採択されました。

続いて、平成27年度の決算認定、平成28年度の負担金及び予算等の提案説明と審議がなされましたが、原案のとおり承認または可決されました。

さらに、平成29年度第100回定期総会の開催市を愛知県一宮市にすること及び本年度の東海市議会議長会の役員の選任についても承認されました。

次に、5月26日、中濃十市議会議長会が各務原市のかとれあくらぶにおいて開催され、船渡副議長とともに出席いたしましたので報告いたします。

初めに、会長市における平成27年度会務報告の後、平成27年度決算について、平成28年度予算についての議案審査がなされ、原案のとおり承認されました。

次に、役員の選任が行われ、会長に美濃市議会議長、副会長に美濃加茂市議会議長、監事には各務原市議会議長がそれぞれ選任されました。

続いて、美濃市からマイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減について及び各務原市から名岐道路延長区間の早期整備についての要望議案の提出があり、それぞれ提案説明を受け、審議の上、原案のとおり採決されました。

また、次期開催市は可児市に決定されました。

続いて、各務原市議会議長より岐阜県市議会議長会の役員についての追加議案が提出され、現在同議長会の会長は岐阜市、副会長には大垣市が固定されているが、東海市議会議長会や全国市議会議長会において、意見交換及び交流により生の情報を十分に得るには、県内地域をブロックに区別し、副会長、理事及び監事を輪番制にしているかどうかについて審議され、中濃十市議会議長会の総意として、原案のとおり岐阜県市議会議長会へ提出することになりました。

最後に、5月31日、全国市議会議長会の第92回定例総会が東京都千代田区の東京国際フォーラムにて開催され、出席しましたので報告いたします。

初めに、永年在職議員の表彰があり、特別表彰と一般表彰を合わせて1,604名の議員の方が受賞され、本巣市議会からは議員15年以上表彰で上谷政明議員及び後藤壽太郎議員が、また議員10年以

上表彰では高田文一議員、臼井悦子議員及び黒田芳弘議員が表彰の栄を受けられました。

続いて、一般事務及び平成26年度各会計決算及び平成28年度各会計予算の諸般の報告の後、6つの委員会及び1つの特別委員会の報告を受け、承認されました。

次に、議案審議として部会提出議案25件、会長提出議案4件の提出議案説明と審議が行われ、全議案とも可決されました。

最後に役員改選が行われ、部会長、理事、評議員及び各委員会委員が選任されました。

以上、報告といたします。

なお、総会等の資料につきましては、議会事務局に保管してありますので、必要な方はごらんになっていただきたいと思います。

次に、議会だより編集特別委員会の報告を委員長にお願いいたします。

議会だより編集特別委員会委員長 江崎達己君。

○議会だより編集特別委員会委員長（江崎達己君）

議会だより編集特別委員会から報告します。

議会だより第50号につきましては、5月1日付で発行し、既に各市内の家庭に配付されているところであります。

掲載内容につきましては、3月議会に開かれました第1回定例会の内容が主なものとなっております。表紙には、4月8日に開かれました「淡墨桜の日」おもてなし事業の打ち上げ花火及び淡墨桜のライトアップの写真を掲載しました。2ページ目からは、定例会で議決された当初予算、採択された意見書、補正予算の内容と主な議題について、一般質問、議員活動日誌、委員会報告、審議結果及び各議員の表決の順に掲載し、14ページには弾正小学校の日本動物大賞グランプリを受賞した特集記事と、最終ページには本巣市観光協会「本巣の語り部会」の特集記事を掲載しました。

今回は、平成28年3月16日、25日、31日、4月の8日、14日、計5回委員会を開催いたしました。

次回の議会だよりについては、今定例会の内容を主なものとして、8月1日付発行予定です。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告とします。

○議長（大西徳三郎君）

次に、もとす広域連合議会の報告をお願いいたします。

6番 臼井悦子君。

○6番（臼井悦子君）

もとす広域連合議会の報告をいたします。

平成28年第2回もとす広域連合議会臨時会が、会期を5月25日水曜日の1日間として、本巣市役所本庁舎3階議場において開催されましたので報告します。

臨時会では、瑞穂市議会からの選出議員に異動があったことから、正・副議長の選挙が行われ、議長には瑞穂市の松野藤四郎議員が、また副議長には私、臼井が就任いたしました。

また、議会運営委員会及び各常任委員会の委員の指名及び正・副委員長の互選が行われました。

次に、専決処分の報告1件の後、提出されました議案は条例の一部改正2件、平成28年度補正予

算3件の計5件でした。

条例の一部改正については「もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について」及び「もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について」は、公布の日から施行されたもので、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の規定による介護保険法の改正に基づき、指定地域密着型サービスの基準について所要の改正を行うものであり、質疑の後、委員会付託を省略し、討論・採決を行い、両議案とも原案どおり可決されました。

平成28年度もとす広域連合一般会計、同介護保険及び老人福祉施設特別会計の補正予算3件については、それぞれ提案説明の後、質疑、委員会付託を省略し、討論・採決を行い、3議案とも原案のとおり可決されました。

臨時会の議案等につきましては、議会事務局に保管してありますので、必要な方はごらんになってください。

以上、もとす広域連合議会の報告といたします。

○議長（大西徳三郎君）

次に、市長から行政報告をお願いいたします。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、私から行政報告を申し上げます。

初めに、東海環状自動車道西回りルート of 整備状況につきまして御報告を申し上げます。

東海環状自動車道西回りルート of 県内区間につきましては、4月に発表されました国の本年度予算におきまして、県内におきましては関広見インターチェンジから（仮称）養老インターチェンジ間の整備に、前年度比3.5%増の340億6,400万円が配分され、この区間での用地取得、本体工事等がさらに進む見込みでございます。

本巢市内の現在の進捗状況につきましては、平成25年度から用地の取得に向けた手続きが始まり、現在5月末の時点で、市内の全地権者406名のうち354名の皆様との補償を含めた契約が完了したとお聞きしております。地権者数の割合にいたしまして87.2%、取得面積では91.4%となっております。

今後も（仮称）糸貫インターチェンジまでの開通見通し時期を早期に発表していただけるよう引き続き用地買収の早期完了を目指し、市といたしましても全面的に協力をしてまいりたいと考えております。

次に、岐阜大学と本巢市との連携協定の締結につきまして御報告を申し上げます。

我が国や地方自治体を取り巻く社会経済情勢は、急速な少子・高齢化の進行や人口減少局面への移行、地方分権の進展、東日本大震災後の災害への不安など、大きく変化しております。こうした

時代の潮流を踏まえ、市は第2次総合計画の将来像である「自然と都市の調和の中で、人がつながる活力あるまち・本巢」やまち・ひと・しごと創生総合戦略として「住みよいまち、日本一を目指します」の実現に向けて取り組みを進めているところであります。

一方、岐阜大学は「学び、究め、貢献する」地域に溶け込む大学であるべきことを理念としており、特に第3期中期目標期間の中期目標として、地域と協働した地域志向人材の育成や地域社会が抱える課題の解決に貢献することを目指しております。

こうしたことから、今後、岐阜大学と本巢市との連携をより強固なものにし、地域課題の解決に向けた活動を行うなど地域人材の育成や地域振興を推進していくために、5月27日に連携協定を締結したところであります。この協定によりまして、今後多様な分野で包括的に緊密な協力関係を築き、持続的・発展的に連携を深めることによりまして、活力のある地域社会の形成及び発展、未来を担う人材育成、並びに市民等の教育文化活動等の推進等を図ってまいりたいと考えております。

なお、来週の13日には中部学院大学との間におきましても同様の連携協定を締結することといたしております。

次に、地域おこし協力隊の設置について御報告申し上げます。

地域おこし協力隊につきましては、地方自治体が都市住民を募集し、委嘱等を行うもので、地域イベントや住民の生活支援など地域協力活動に従事してもらい、協力隊員の定住や定着を図りながら地域の活性化に貢献するものでございます。

本市におきましては、平成24年度から設置をし、活動を行っているところでございますが、これまでの2名に加えまして、4月からは外山地域におきまして神海駅舎の利活用による地域活性化を行うことをミッションに、5月からは根尾地域におきまして森林セラピーの活用により地域活性化を行うことをミッションに、新たに2名が活動を開始いたしております。根尾地域2名、外山地域2名の計4名の体制によりまして、引き続き北部地域の活力維持及び魅力の発見につなげていきたいと考えております。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第4号から日程第7 報告第7号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第4、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例等の一部を改正する条例）から日程第7、報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度本巢市一般会計補正予算（第6号））までを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、報告第4号 専決処分の承認を求めることについてでございます、本巢市税条例等の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法等の一部改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、報告第5号 同じく専決処分の承認を求めることについてでございます。本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法等の一部改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、報告第6号 これも同じく専決処分の承認を求めることについてでございます。本巢市水道事業運営審議会条例及び本巢市下水道事業推進審議会条例の一部を改正する条例についてでございます。

行政組織の見直しに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、報告第7号 同じく専決処分の承認を求めることについてでございます。平成27年度本巢市一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年度本巢市一般会計補正予算（第6号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

この予算は、地方創生加速化交付金の交付決定に伴う関係予算を、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,258万円を増額するものでございます。

以上の詳細につきましては、報告第4号は総務部長から、報告第5号は市民環境部長から、報告第6号は上下水道部長から、報告第7号は副市長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

報告第4号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

それでは、報告第4号、本巢市税条例等の一部を改正する条例につきまして、議案の概要にて補足説明をさせていただきます。

まず議案の概要1ページから2ページが改正の概要、3ページから12ページが新旧対照表となっております。

議案の概要の1ページをごらんいただければと思います。

初めに、改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第1条関係、本巢市税条例の一部改正でございますが、総則第18条

の2で行政不服審査法の改正に伴い、文言等を整理したものでございます。

また、個人住民税関係といたしましては、第51条で申請等において個人番号の記載を求めることによって生じます納税義務者の負担を軽減するため、個人番号を要しないこととしたものであります。

次に、固定資産関係といたしましては、第56条、59条で独立行政法人統合による名称変更に伴う非課税規定の整備をしたものでございます。

続きまして、附則の改正であります。第10条の2で固定資産税の課税標準の特例措置として、津波防止地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき、取得された津波対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例について、特例率2分の1を適用した上で、適用期間を4年間延長する。また、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達等に関する特別措置法に規定する発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例について、太陽光発電設備、特例率3分の2、風力発電設備、特例率3分の2、水力発電設備、特例率2分の1、地熱発電設備、特例率2分の1、バイオマス発電設備、特例率2分の1及び都市再生特別措置法の規定に基づき認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産の課税標準の特例につきまして、特例措置5分の4を適用した上で、適用期間を2年間延長するものでございます。

続きまして、2ページをお願いします。

第2条関係で、昨年12月定例会におきまして議決されました税条例の一部改正につきまして、字句の修正や規定の追加が生じたため、その改正をあわせて行っております。

次に、適用関係であります。固定資産税に係る改正につきましては、平成28年4月1日以降に取得される償却資産等に対して、課税すべき平成29年度以降の固定資産税について適用するものでございます。

以上、税条例の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

続きまして、報告第5号の補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 森寛君。

○市民環境部長（森 寛君）

それでは、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきまして、補足説明させていただきます。

お手元の議案説明資料、本巢市議会定例会議案の概要の13ページをごらんください。

改正の内容は2点でございます。

国民健康保険税について負担の適正化を図るため、保険税の限度額の引き上げと所得の少ない被保険者に対する軽減措置の5割及び2割軽減世帯に係る所得判定基準を改正するものであります。

まず1点目でございますが、14ページをごらんください。

第2条及び第3条関係でございますが、医療給付費賦課額に係る限度額を現行の「52万円」から「54万円」に、後期高齢者支援金賦課額に係る限度額を現行の「17万円」から「19万円」に改め、

合わせて4万円の引き上げを行うものでございます。

2点目でございますが、15ページの中段をごらんください。

23条関係でございますが、5割軽減と2割軽減の基準を見直すものでございます。具体的には、5割軽減、同条第2号でございますが、基礎控除額の33万円に加える被保険者数に乗ずる額を、1人につき現行の「26万円」を「26万5,000円」に改正するものです。同じく2割軽減、同条第3号でございますが、基礎控除額の33万円に加える被保険者数に乗ずる額を、1人につき現行の「47万円」を「48万円」に改正するものでございます。この改正によりまして、低所得者に対して均等割、平等割の5割軽減及び2割軽減を拡充し、被保険者の負担の軽減を図るものでございます。

この改正の施行期日は、平成28年4月1日からでございます。

以上、本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

次に、報告第6号の補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 三浦剛君。

○上下水道部長（三浦 剛君）

それでは、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市水道事業運営審議会条例及び本巢市下水道事業推進審議会条例の一部を改正する条例）につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元の議案説明資料、議案の概要16ページをごらん願います。

1の制定の趣旨でございますが、行政組織の見直しに伴いまして、上下水道部の上下水道管理課と上下水道整備課を統合し、上下水道課とするため所要の改正を行うものでございます。

2の内容といたしましては、2つの条例の一部改正でございます。

第1条としまして、本巢市水道事業運営審議会条例の一部改正、第2条としまして、本巢市下水道事業推進審議会条例の一部改正でございますが、いずれも審議会の庶務を処理する課の名称が、行政組織の見直しに伴いまして上下水道整備課から上下水道課となるため、これを改めるものでございます。

3適用関係でございますが、施行期日は、平成28年4月1日でございます。

以上、本巢市水道事業運営審議会条例及び本巢市下水道事業推進審議会条例の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

報告第7号の補足説明を副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

それでは、報告第7号につきまして補足説明をさせていただきます。

平成27年度本巢市一般会計補正予算（第6号）の専決処分につきましては、3月議会の全員協議会におきまして御説明をいたしました。地方創生加速化交付金事業の5つの事業につきまして、こ

とし3月29日に専決をさせていただいたものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,258万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億2,653万6,000円とするものでございます。

続きまして、4ページをお開き願いたいと思います。

第2表 繰越明許費でございます。

2款総務費、6款農林水産業費、7款商工費の5事業合わせて3,258万円でございますが、補正予算の全額を繰り越すものでございます。

次に、7ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入でございますが、国庫補助金の地方創生加速化交付金といたしまして、5事業合わせまして3,258万円を計上しております。

次に、8ページからの歳出でございますが、上段の総務費の1目一般管理費、補正額863万円の増額につきましては、公共交通広域連携事業といたしまして本巢市、瑞穂市、北方町、大野町の2市2町が連携して、通勤・通学拠点のJR穂積駅までの交通アクセスを向上し、利用者の利便性を確保して移住・定住を図るものでございまして、2市2町の広域公共交通グランドデザイン等の検討調査を実施するための負担金を計上するものでございます。

その下、6目の企画費、補正額1,152万1,000円の増額につきましては、小さな拠点活動支援事業といたしまして、外山地域まちづくり委員会や根尾地域の移住者との連携をしながら、空き家を活用した交流イベントの開催や、ふれあい交流センターを活用した都市の若者の仕事の創出など、地域づくりを目指す活動に係る関係予算902万1,000円及び西美濃地域定住促進PR事業といたしまして、3市9町が連携し地元企業のPR等行い、首都圏などからのUターン・Iターンを促進するため協議会への負担金250万円を計上しております。

また、同事業といたしまして、9ページの商工費の商工振興費で就職支援のための就労支援事業補助金50万円を計上させていただいております。

次に、下段の農林水産業費、3目農業振興費の補正額636万3,000円及び9ページの上段でございますが、林業費、2目林業振興費の補正額56万6,000円の増額につきましては、ジビエの6次産業化推進事業といたしまして、一般社団法人里山ジビエ会と連携し、ジビエ会の運営基盤の確立、ジビエ肉の商品開発や販路の確立、猟師の担い手確保などの関係経費を計上させていただいております。

次に、商工費、3目観光費、補正額は500万円の増額につきましては、国内・海外観光プロモーション事業といたしまして、西美濃地域3市9町が連携し、大都市圏や海外での観光プロモーション活動を行うため協議会への負担金を計上するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例等の一部を改正する条例）を

議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

新旧対照表の6ページですが、例えば津波の場合、太陽光、風力とか地熱とかいろいろありますが、今度法律の改定で、それ以前までは定率であったものが、例えば太陽光でいきますと3分の2というふうになっていたものが、3分の2を参酌しながら2分の1から6分の5の範囲内で決めなさいという法律に変わっていますね。ということは、それぞれの地域において、例えば太陽光を特別に地域の大事なものとして取り上げて整備をするとか、あるいは風力を取り上げるとか、それぞれの地域の特性に応じて弾力性を持たせた改定になっているというふうに理解していますけれども、そうすると本巢市では何かを、バイオでも何でもいいんですけども、そういったものには焦点を当ててそこだけ厚くするとかいうようなことは特に考えてはいないでしょうかということと、大体どこの市町村でも、その参酌基準になっている中間点は、もともとの数値のままで行っているのでしょうか。その点をお伺いします。

○議長（大西徳三郎君）

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

ただいま御質問がありました市特有のバイオとか太陽光とか、特にこれをというものは考えておりません。それから、3分の2とかの特例率については、準則に基づいて改定をしておるものでございます。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第4号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第4号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第4号を採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例等の一部を改正する条例）は、承認することに決定いたしました。

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

先ほど説明があったように、今回の改定は2点であります。

1つは課税限度額の引き上げ、それと軽減の拡充ということになりますが、限度額の引き上げをやって、最終的な数値がまだ出ないと思いますけれども、想定されている数字で結構ですけれども、限度額の引き上げによってどのくらいの収入増になり、また軽減の拡大によってどのくらいの収入減になるのか。その影響額についてお尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

市民環境部長 森寛君。

○市民環境部長（森 寛君）

ただいまの御質問の改正による影響でございますが、28年度の所得についてはまだ確定しておりませんので、27年12月現在の加入状況及び所得状況で推計いたしました。課税限度額の引き上げによる影響につきましては、課税限度額超過世帯101世帯が影響いたしまして、国保税全体で374万5,000円の増額となります。

また、軽減判定所得の引き上げによる影響につきましては、5割軽減世帯が6世帯、2割軽減世帯が28世帯増となります。これによりまして、国保税全体で102万5,000円の税額が軽減され、負担軽減が図られると推計しております。以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第5号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、報告第5号は委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今、数字をお伺いしましたところ、今回の改定によって収入はふえる、合わせると250万ぐらいの収入増になります。市としては収入増でいいのかもしれませんが、市民にとっては負担増ということになります。

こういった改定がたびたびなされるわけでありますけれども、その都度、負担の公平化を図るといふうに言われています。けれども、本当に負担の公平化を図るといふことであれば、国民健康保険のあり方そのものを根本的にやっぱり見直していく必要があるだろうといふふうに思います。要するに負担を公平化するということは、負担能力に応じて支払うというのが本来の原則でありますけれども、国民健康保険税、保険料でも同じでありますけれども、必ずしもそういう形態になっていない。応能割・応益割の基本的に五分五分という形である限り、なかなか公平化が図れないというのが現実であり、そういった中で思い切った手だてをこういう際にとっていく必要があるだろうといふふうに思います。

今回の問題については、市だけで何かができるというばかりではありませんけれども、市でできること、そして国に対してさまざまな要求をするということをあわせて取り組んでいく必要があるといふふうに思っています。そういう点で、今回のこの改定だけを見ていいといふふうには言い切れないので、反対をせざるを得ないといふふうに思っています。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

反対の討論がありましたので、賛成の討論をさせていただきます。

これは地方税法の一部改正ということで、税の収入の増減だけでなく、やはり払える人には負担をしていただいて、所得の少ない人を軽減するという時代に合ったバランスのとれた方法をとられたんではないかなというような感じがいたします。いずれにしても本巢市だけの問題ではないので、やむを得ないと思います。賛成としておきます。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより報告第5号を採決します。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、承認することに決定いたしました。

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市水道事業運営審議会条例及び本巢市下水道事業推進審議会条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第6号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、報告第6号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第6号を採決します。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市水道事業運営審議会条例及び本巢市下水道事業推進審議会条例の一部を改正する条例）については、承認することに決定いたしました。

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度本巢市一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第7号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、報告第7号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第7号を採決します。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度本
巢市一般会計補正予算（第6号））は承認することに決定いたしました。

日程第8 報告第8号（上程・説明）

○議長（大西徳三郎君）

日程第8、報告第8号 平成27年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といた
します。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第8号 平成27年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法第213条の規定により、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費につきまして、地方
自治法施行令第146条第2項の規定により報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、企画部長から御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

報告第8号の補足説明を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、報告第8号 平成27年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、補足説
明をさせていただきます。

恐れ入ります。議案書の15ページをお開きいただきたいと思います。

繰越明許費の設定を行いました事業につきましては、3月の補正予算（第5号）で設定をさせて
いただきました4事業4件に加えまして、今定例会の報告第7号、平成27年度本巢市一般会計補正
予算（第6号）におきまして設定をさせていただきました5事業7件の合わせて9事業11件でござ
います。これらの事業につきまして、それぞれ繰越額及びその財源が確定をいたしましたので、
地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、繰越明許費繰越計算書を調製し、御報告
をさせていただくものでございます。

いずれの事業につきましても、年度内の完了が困難となり、繰り越しをさせていただくものでご

ございます。

それぞれの事業名の右側に金額の欄がございますが、この金額につきましては、それぞれの補正予算におきまして繰り越しの限度額として設定させていただいた額でございます。その右側の翌年度繰越額につきましては、実際に平成28年度に繰り越しをいたしました額でございます。一番下の農業用施設災害復旧事業以外の事業につきましては、限度額として設定をした額と同額となっております。さらにその右側は、繰越額の財源内訳でございます。今回繰り越しをいたしました9事業11件における繰越額の合計は、3億883万円でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま議席番号11番の中村議員が退場されましたけど、再び入場されましたので報告をいたします。

報告第8号 平成27年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書については、以上で報告を終わります。

日程第9 報告第9号（上程・説明）

○議長（大西徳三郎君）

日程第9、報告第9号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第9号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類についてでございます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類として、平成27年度事業報告及び決算並びに平成28年度事業計画及び予算について提出させていただくものでございます。

詳細につきましては、企画部長から御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

報告第9号の補足説明を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、報告第9号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類につきまして、補足説明をさせていただきます。

恐れ入ります。議案書の16ページの次に、土地開発公社の経営状況説明書がございまして、それをまたさらに1枚おめくりをいただきますと、決算書がございまして、その決算書の2ページ目を

まずお開きをいただきたいと思います。

初めに、事業報告についてでございます。

1の概況。(1)総括事項でございますが、分譲関係といたしまして、未分譲でございました第1区画につきまして、3月15日に岐阜市鏡島中2丁目1番45号の株式会社H o z u m i 加藤精密から分譲の申し込みがございまして、同日受付をいたしたところでございます。

次に(2)理事会議決事項、それから3ページの(3)役員名簿、(4)の行政官庁許認可に関する事項につきましては、記載のとおりでございます。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。

2の業務報告でございます。(1)の公有用地取得事業の状況につきましては、モレラ岐阜北側の土地取得に要しました借入金に対する利息でございます。

(2)の土地造成事業の状況につきましては、屋井工業団地の取得に要しました借入金に対する支払い利息と除草等の管理費でございます。

(3)の造成土地分譲事業の状況につきましては、屋井工業団地の分譲に関するものでございますが、当該事業期間中の分譲はございませんでした。

(4)の附帯等事業の状況につきましては、モレラ岐阜北側の土地の一部を貸し付けをいたしました面積と金額でございます。

次に、5ページでございますが、3の会計。(1)短期借入金及び長期借入金の概況についてでございますが、長期借入金といたしまして、岐阜商工信用組合及び大垣共立銀行から借り入れをいたしておりました合わせて7億1,000万円につきまして、それぞれ3月25日に満期を迎え、返済をいたしますとともに、同日新たに岐阜信用金庫から合わせて6億8,000万円の借り入れを行ったものでございまして、期末残高といたしましては6億8,000万円となっております。

(2)の保有土地の明細につきましては、上段が屋井工業団地、下段がモレラ岐阜北側の土地のそれぞれの明細でございます。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

決算報告書でございます。

(1)の収益的収入及び支出でございますが、まず収入でございます。決算額は3,151万9,499円でございますが、主なものといたしましては、モレラ岐阜北側の土地の賃貸収入でございます。

また、支出の決算額は149万357円でございますが、主なものといたしましては、屋井工業団地の管理費及び借入金に対する支払い利息などでございます。

次に、7ページの(2)資本的収入及び支出についてでございます。

収入につきましては、決算額は6億8,000万円でございますが、長期借入金といたしまして借り入れを行ったものでございます。

また、支出の決算額につきましては7億1,128万4,509円でございますが、借入金の満期に伴う償還金と支払い利息でございます。

次に、8ページをごらん願います。

損益計算書でございますが、モレラ岐阜北側の土地の賃貸収入及び公有用地の売却収入による事業収益と、受取利息の事業外収益から屋井工業団地の除草等の一般管理費及び借入金の支払い利息を差し引きいたしました3,002万9,142円が当期純利益となっております。

次に、9ページでございますが、貸借対照表でございます。

まず左側の資産の部につきましては、現金預金にモレラ岐阜北側の公有用地及び屋井工業団地の保有地分を加えました流動資産の合計に、資本金を合わせました資産合計は11億3,728万7,140円でございます。

次に、右側の負債の部でございますが、負債といたしましては、長期借入金の6億8,000万円でございます。その下の資本の部につきましては、基本財産としての資本金の500万円と前期繰り越し準備金に当期純利益を加えました4億5,728万7,140円が資本合計でございます。負債と資本の合計は左側の資産合計と同額の11億3,728万7,140円となっております。

次に、10ページはキャッシュ・フロー計算書、11ページは財産目録、また12ページ以降は決算附属書類でございます。

また少し飛びまして、20ページには監査意見書を添付させていただいております。

続きまして、21ページからでございますが、平成28年度の事業計画及び予算でございます。

それでは、まず22ページの事業計画でございますが、1の公有地取得事業につきましては、市からの依頼に基づき先行取得しておりますモレラ岐阜北側の公有地につきまして、市の買い戻しに係る土地取得原価7億3,400万円を計上いたしております。

2の造成土地の管理につきましては、屋井工業団地の管理に係る事業費でございます。借入金の利息及び除草等の管理費が主なものでございます。

3の造成土地の分譲につきましては、屋井工業団地第1区画の売却収益でございます。

4の附帯等事業につきましては、モレラ岐阜北側の公有地の貸し付け収入でございます。

次に、23ページからは、平成28年度の公社の予算でございます。モレラ岐阜北側の公有地の買い戻し及び屋井工業団地第1区画の分譲を見込みまして、収益的収入10億7,089万9,000円、収益的支出11億1,629万3,000円を計上いたしております。

次に、24ページの資本的収入につきましては、借り入れの予定がございませんので頭出しの1,000円とし、資本的支出につきましては6億8,183万円でございます。借入金の償還金及び支払い利息が主なものでございます。

25ページからは実施計画を、それから30ページ以降につきましては資金計画や損益計算書、貸借対照表を添付いたしておりますので、またごらんをいただきたいと思います。

以上、土地開発公社の経営状況を説明する書類の補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

報告第9号 本巣市土地開発公社の経営状況を説明する書類については、以上で報告を終わります。

暫時休憩します。この時計で10時45分まで休憩します。

午前10時24分 休憩

午前10時44分 再開

○議長（大西徳三郎君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第10 議案第46号から日程第12 議案第48号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第10、議案第46号 人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第12、議案第48号 人権擁護委員候補者の推薦についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第46号から議案第48号につきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてでございますので、一括して提案説明を申し上げます。

平成28年9月30日をもって任期が満了となる人権擁護委員 阿部信樹氏、島田克廣氏及び黒田妙子氏の後任委員の候補者を推薦するに当たり、阿部信樹氏の再任と、新たに山田道夫氏及び山田奈津代氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

議案第46号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第46号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第46号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第47号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第47号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第47号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第48号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第48号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第48号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第13 議案第49号及び日程第14 議案第50号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第13、議案第49号 物品売買契約の締結について（小中学校情報機器）及び日程第14、議案第50号 物品売買契約の締結について（電子黒板等情報機器）を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第49号 物品売買契約の締結についてでございます。小・中学校の情報機器についてでございます。

小・中学校情報機器の購入について、売買契約を締結するに当たり、本巣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第50号、同じく物品売買契約の締結についてございまして、電子黒板等の情報機器についてでございます。

電子黒板等情報機器の購入につきまして、売買契約を締結するに当たり、本巣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明を申し上げます。

よろしく御審議いただきまして御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第49号及び議案第50号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 岡崎誠君。

○総務部長（岡崎 誠君）

それでは、議案第49号の補足説明をさせていただきます。

まず、小・中学校情報機器の購入につきまして、株式会社中日AVシステムと契約を締結するに当たりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

まず、物品名でございますが、小・中学校情報機器。内訳といたしましては、パソコン85台、タ

ブレット24台、周辺機器ほか一式でございます。

納入場所といたしましては、本巢小学校ほか11校でございます。

契約の方法といたしましては、指名競争入札で行っております。

議案の概要の20ページのほうに入札執行一覧表を提出させていただいておりますが、10者の参加のもと実施したものでございます。

履行期限、納期でございますが、本年の8月30日でございます。

契約金額につきましては、消費税及び地方消費税を含みまして3,650万4,000円でございます。

続きまして、議案第50号の補足説明をさせていただきます。

電子黒板等情報機器の購入につきまして、株式会社中日AVシステムと契約を締結するに当たりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

まず、物品名でございますが、電子黒板等情報機器。内訳といたしましては、電子黒板29台、周辺機器ほか一式でございます。

納入場所といたしましては、真正中学校ほか5校でございます。

契約の方法といたしましては、指名競争入札で行っております。

議案の概要の21ページのほうに入札執行一覧表を提出させていただいておりますが、7者の参加のもと実施したものでございます。

履行期限、納期でございますが、本年の9月30日でございます。

契約金額につきましては、消費税及び地方消費税を含みまして2,106万円でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（大西徳三郎君）

議案第49号 物品売買契約の締結について（小中学校情報機器）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第49号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第49号 物品売買契約の締結について（小中学校情報機器）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第50号 物品売買契約の締結について（電子黒板等情報機器）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第50号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第50号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第50号 物品売買契約の締結について（電子黒板等情報機器）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第15 議案第51号（上程・説明・委員会付託省略）

日程第16 議案第52号及び日程第17 議案第53号（上程・説明・質疑・委員会付託）

○議長（大西徳三郎君）

日程第15、議案第51号 平成28年度本巢市一般会計補正予算（第1号）についてから日程第17、議案第53号 平成28年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第51号 平成28年度本巢市一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,752万3,000円を減額するものでございます。

主な補正の内容といたしましては、担い手確保・経営強化支援事業及び子育て支援サイト構築事

業予算の新規計上、また学校施設環境改善交付金の不採択に伴う真桑小学校及び糸貫中学校トイレ洋式化事業に係る財源の組み替え等のほか、人事異動に伴う職員給与費の減額等でございます。

次に、議案第52号 平成28年度本巣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を増額するものでございます。

主なものといたしましては、経営戦略策定費用の増額等に伴い、一般会計繰入金を増額するものでございます。

次に、議案第53号 平成28年度本巣市公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ500万円を減額するものでございます。

主な内容といたしましては、経営戦略策定費用の増額及び人事異動等に伴います職員給与費の減額等によりまして、一般会計繰入金を減額するものでございます。

以上の詳細につきましては、議案第51号は副市長から、議案第52号及び議案第53号につきましては上下水道部長からそれぞれ御説明申し上げます。

以上、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第51号の補足説明を副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

それでは、議案第51号 平成28年度本巣市一般会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

予算書のほかに議案の概要の6月補正予算案の概要もあわせてごらんをいただきたいと思います。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,752万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ169億247万7,000円とするものでございます。

続きまして、5ページをお開き願います。

地方債の補正をお願いするものでございます。

合併特例債につきまして、社会資本整備総合交付金の減額内示に伴い、合併特例債に財源を組み替えるものでございまして、長良糸貫線道路整備事業及び市道糸貫7号線整備事業におきまして、合計2,230万円を増額し、補正後の限度額を8億5,100万円とするものでございます。

続きまして、8ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書でございます。

まず、国庫補助金の4目土木費国庫補助金、補正額5,545万円の減額につきましては、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内示により減額するものでございます。

次にその下、5目教育費国庫補助金、補正額2,243万2,000円の減額につきましては、真桑小学校

及び糸貫中学校校舎のトイレ洋式化事業について、学校施設整備改善交付金を財源としておりましたが、交付金の負債額に伴い減額するものでございます。

この2事業につきましては、今年度で小・中学校校舎の50%以上のトイレ洋式化が完了するため、学校教育施設等整備基金を財源として整備する予定でございます。

次に、中段の県補助金の2目民生費県補助金、補正額208万6,000円の増額につきましては、ぎふの木育教材導入支援事業及びぎふの木で学校まるごと木製品導入事業の各補助金を活用して、子どもセンター及び本巣・根尾子育て支援センターに木製のおもちゃや備品を整備するものでございます。補助採択により増額補正をお願いするもので、上限はございますが、補助率10分の10の事業でございます。

また、第3子以降保育料無償化事業費補助金につきましては、今年度の新設された県の補助事業でございまして、補助率2分の1というものでございます。

その下、4目農林水産業費県補助金、補正額2,146万4,000円の増額につきましては、TPP関連対策として今年度新設された国の補助事業でございまして、農業担い手経営体が農業用機械の購入、またビニールハウスなどの施設を整備する場合の費用に対して助成されるものでございまして、補助採択されたことに伴い増額補正をお願いするものでございます。補助率10分の10でございまして、歳出でも農業振興費で増額を計上させていただいております。

次に、下段の繰入金、3目学校教育施設等整備基金繰入金、補正額2,000万円の増額につきましては、先ほど御説明をいたしましたトイレ洋式化事業の財源として基金から繰り入れするものでございます。

その下、4目財政調整基金繰入金、補正額1,000万円の減額につきましては、財源調整のために減額し、補正後14億2,000万円とするものでございます。

次に、9ページでございますが、諸収入の7目雑入、補正額450万9,000円の増額につきましては、14名の消防団員が3月末に退職したことに伴い、退職報償金450万9,000円を消防団員等公務災害補償等共済基金から受け入れるものでございまして、歳出でも消防費で同額を予算計上させていただいております。

次に下段の市債、4目合併特例債、補正額2,230万円の増額につきましては、先ほど地方債の補正で御説明をさせていただいたとおりでございますが、社会資本整備総合交付金の減額内示に伴い、長良糸貫線道路整備事業及び市道糸貫7号線整備事業の財源としてお願いするものでございます。

次に、10ページでございますが、ここからは歳出の事項別明細書でございます。

まず議会費を初めといたしまして、各款の職員給与費につきましては、ことし4月1日の人事異動に伴います職員の配置結果に基づきまして、給料、職員手当、共済費の補正をさせていただくものでございます。

また、賃金につきましても、事務量の増加に伴い臨時職員を配置するため増額補正をお願いするものでございます。

次に、12ページをごらんいただきたいと思います。

下段の民生費、児童福祉費の1目児童福祉費総務費、補正額347万3,000円の増額につきましては、子どもの年齢に合わせた子育て情報を提供する子育て支援サイトを構築するための委託料及び使用料をお願いするものでございます。

後ほど御説明をいたします商工費のふるさと企業展を含め、当初地方創生推進交付金を活用する予定でしたが、市区町村申請事業が2事業までに限定されたということから市単独事業での増額補正をお願いするものでございます。

また、備品購入につきましては、歳入で御説明をいたしました県補助金を活用して子どもセンターにおもちゃやテーブルなどの木育教材の導入に伴う増額をお願いするものでございます。

次に、13ページにかけての3目保育園費、補正額3,129万2,000円の減額につきましては、真正地域の保育園・幼稚園の幼児園化に伴い、教育費の幼稚園管理費に人件費を組み替えたことによる減額及び本巣・根尾子育て支援センターに、子どもセンターと同様に木育教材を購入するため増額をお願いするものでございます。

次に14ページでございますが、中段、農業費の3目農業振興費、補正額2,146万4,000円の増額につきましては、歳入で御説明をいたしました国の補助事業でございます。農業担い手経営体が農業用機械の購入、またビニールハウスなどの施設を整備する費用について経営体への補助金をお願いするものでございまして、歳入の県補助金と同額を計上させていただいております。

次に、15ページをお開き願います。

上段の商工費の2目商工振興費、補正額578万1,000円の増額につきましては、ふるさと企業展を開催するための予算を計上させていただくものでございます。ことし3月に開催をいたしました企業展のアンケート調査結果を踏まえ、対象を大学生に絞って就職情報サイトへの広告掲載など、内容を見直しをし、継続開催するものでございます。

次に16ページでございますが、上段の土木費、道路橋りょう費、5目社会資本整備総合交付金事業費、補正額4,100万円の減額につきましては、市道糸貫7号線上保地内の埋蔵文化財の発掘のための委託料でございますが、ことし3月の予備調査の結果、本調査が不要となったため減額をお願いするものでございます。

次に、1段飛びまして消防費の2目非常備消防費、補正額450万9,000円につきましては、歳入でも御説明いたしましたとおり、14名の消防団員が3月末に退職したことに伴う退職報償金をお願いするものでございます。

次に、17ページをお開き願いたいと思いますが、中段の教育費、小学校費の1目学校管理費、補正額1,032万3,000円の増額につきましては、土貴野小学校の校庭の防球ネットが5メートルと低く、スポーツ少年団活動での野球ボールがネットを超えて民家に被害を与える危険があることから、10メートルの高さに改修するための委託料及び工事請負費の増額をお願いするものでございます。

次に、18ページ上段の幼稚園費の1目幼稚園管理費、補正額3,346万4,000円につきましては、真正地域の保育園・幼稚園の幼児園化に伴う保育園費からの予算の組み替えによる増額でございます。

次に19ページでございますが、教育費、保健体育費の2目体育施設費、補正額380万9,000円の増

額につきましては、席田北部公園の土地借り上げ料につきまして、当初予算で6月までの3カ月間の借り上げ料を予算計上させていただいておりましたが、公有地の拡大の推進に関する法律等の手続、また地権者との交渉に時間を要していることから、ことし12月までの6カ月分の土地借り上げ料の増額をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第52号及び議案第53号の補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 三浦剛君。

○上下水道部長（三浦 剛君）

それでは、議案第52号 平成28年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

補正予算書をごらんいただきたいと思います。1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,100万円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書にて御説明させていただきます。

歳入から御説明をさせていただきます。6ページをお開き願います。

3款1項1目一般会計繰入金、補正額100万円でございます。これは歳出の増額に伴いまして、その財源とするため増額補正をするものでございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。7ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費、補正額137万9,000円につきましては、人事異動に伴いまして職員給与費としては減額となったものでございますが、13節委託料、補正額251万7,000円によりまして、全体として増額補正となったものでございます。委託料の下水道事業経営戦略につきましては、公営企業についての中・長期的な経営の基本計画でありまして、国からその策定が要請されているところでございますけれども、下水道事業に係る普通交付税措置を受けるに当たりましては、平成29年度から経営戦略の策定が要件とされることを受けまして、これに対応したものでございます。

以上、平成28年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第53号 平成28年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

補正予算書1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,000万円とするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書にて御説明させていただきます。

歳入から御説明させていただきます。6ページをお開き願います。

4款1項1目一般会計繰入金、補正額500万円の減額でございます。これは歳出額の減額に伴い、

一般会計からの繰入額を減額補正するものでございます。

続きますので、歳出について御説明させていただきます。7ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費、補正額475万9,000円の減額につきましては、主に行政組織の見直しに伴います人事異動による予算計上職員数の減によりまして、職員給与費が減額となったことによるものでございます。なお、13節委託料につきましては、農業集落排水事業特別会計と同様の内容でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第51号 平成28年度本巣市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

お諮りします。平成28年度本巣市一般会計補正予算（第1号）については、委員会付託を省略し、総務企画委員会の所管に属する予算については総務企画委員会、文教福祉委員会の所管に属する予算については文教福祉委員会、産業建設委員会の所管に属する予算については産業建設委員会、以上のとおりそれぞれ所管の委員会において協議を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第51号については、委員会付託を省略し、それぞれ所管する委員会において協議することに決定いたしました。

議案第52号 平成28年度本巣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第52号は産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

議案第53号 平成28年度本巣市公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第53号は産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

日程第18 議員派遣について

○議長（大西徳三郎君）

日程第18、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

6月22日水曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時15分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

